

冬木江戸百景

養橋
令杉
三河

いのちは 支えあう

生物多様性国家戦略2010

佐々木



地

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、さまざまな環境に適応して進化し、未知のものも含めると3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらのいのちは、それぞれが網の目のようにさまざまな関係でつながっており、長い年月をかけて現在の地球の姿を作りあげてきました。私たち人間も地球という大きな生態系の一員であり、地球によって生かされているのです。

ところが、私たち人間は、世界各地で生態系を破壊し、たくさんの生きものたちを危機的状況に陥らせています。今、地球上の生きものは、恐竜が滅んだときよりもはるかに速いスピードで絶滅しています。私たちは、人間を含めた地球上のいのちが互いにつながりあい、支えあっていることをあらためて認識し、常に謙虚にそして慎重に行動しなければなりません。

生物多様性とは——「個性」と「つながり」

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義しており、3つのレベルでの多様性があるとしています。地球上の生きものは、それぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといったさまざまな関係でつながりあっています。人間は、生物多様性がもたらす価値を将来にわたり上手に利用していくことが必要です。

生物多様性国家戦略とは

「生物多様性国家戦略2010」は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための基本的な計画として、2010年3月16日に閣議決定されました。わが国は1993年に締結した「生物多様性条約」に基づき、1995年、2002年、2007年の3度にわたり「国家戦略」を策定してきましたが、2008年6月に「生物多様性基本法」が施行され、国家戦略の策定が法律でも義務づけられました。「国家戦略2010」は、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となります。

●生態系の多様性・・・東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁、しらかみ白神山地の原生的な森林、くしろ釧路やおぜ尾瀬の湿原、里地里山、大小の河川など、いろいろなタイプの自然があること。

●種の多様性・・・大きなヒグマ、空を飛ぶトンボ、海を泳ぐ魚、ブナ、ヒノキなどの樹木、ハコベやタンポポなど、動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがいること。

●遺伝子の多様性・・・アサリの貝殻の模様が千差万別なことなど、同じ種でも多様な個性があること。異なる遺伝子をもつことにより、環境の変化や病気の蔓延まんえんが起こっても、全滅する可能性が低くなります。

いのちの源、くらしの礎^{いしずえ}

——いのちと暮らしを支える生物多様性

生きものがうみだす大気と水

私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成によりうみだされてきたものです。雲の生成や雨を通じた水の循環、それに伴う気温・湿度の調節も、植物の葉からの蒸発散^{じょうはつさん}や、森林や湿原などが水を蓄える働き^{しがい}が関係しています。豊かな土壌は、生きものの死骸や植物が分解されることにより形成され、森から窒素・リンなどの栄養分が河川を通じて海までつながり、豊かな生態系をはぐくんでいます。

このように、生物多様性は人間のみならず「すべての生命が存立する基盤」を整えています。

暮らしの基礎

農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などのさまざまなつながりの中で育ちます。また、海の幸である水産物も、プランクトンや海藻、貝、魚などがつながりあう海の生態系の恵みです。

生きものの遺伝的な情報、機能や形態も、私たちの生活の中でなくてはならないものとして利用されています。鎮痛・解熱剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分として発見され、現在はこれを手本に合成されています。農作物の品種改良は、野生の種がもつ豊かな遺伝情報の中から、味が良い、病気に強いといった優れた性質を選び出すことによって行われます。工業分野でも、雨水をはじくハスの葉の表面構造をまねて汚れの付きにくい塗料が開発されるなど、生きものがもつ素晴らしい機能は、将来の技術開発の可能性を秘めた宝の山といえます。

生物多様性は私たちの暮らしを支える「有用な価値」をもっています。

生きものと文化の多様性

私たち日本人は、四季の移ろいとともに変化する風景、鳥や虫の声、山や海の幸をもたらす豊かさと、自然災害をもたらす荒々しさを持ち合わせた自然を前に、独特の自然観をはぐくみ、さまざまな知識、技術、豊かな感性を培ってきました。また、全国各地には、漬け物、味噌、しょうゆ、日本酒など、それぞれの地域の微生物と食材が織りなす地域固有の食文化のように、自然と文化が一体になった「風土」があります。豊かな自然に接し、その中で遊び、学ぶことは、次の世代を担う子どもたちの健全な成長に欠かせません。

生物多様性は、私たちの心を支える「豊かな文化の根源」です。

自然に守られる私たちの暮らし

豊かな森林は、山地災害の防止や土壌の流出防止、安全な飲み水の確保につながります。サンゴ礁やマングローブなど自然の海岸線が残されていた地域で津波の被害が小さかった例も報告されています。

また、農薬や化学肥料を使いすぎないことは、食べものの安全性を高めるばかりでなく、生態系の健全性を高めることを通じて、土壌微生物の活動を活発にし、天敵による害虫防除の機能を発揮させることにつながります。

このように、健全で豊かな生物多様性は「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」といえます。

生物多様性の危機

——進行する「3つの危機」

海に囲まれ、南北に長く、雨に恵まれた日本で、本来豊かであるはずの生物多様性は、今、危機に瀕しています。

第1の危機

人間活動や開発など、人が引き起こす負の要因による生物多様性への影響です。開発による生息・生育地の減少や環境の悪化、めずらしい生きものの乱獲や盗掘が今も続いています。

第2の危機

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響です。かつては、薪や炭、屋根葺きの材料などを得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、その環

境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。一方で、シカ、イノシシなどが分布を拡大して農林業被害や生態系への影響が発生するなど、さまざまな問題を引き起こしています。

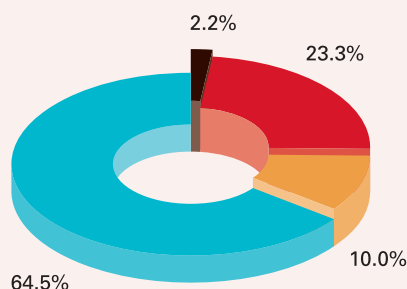
第3の危機

外来種や化学物質などを人が持ち込むことによる生態系の攪乱です。国内の他の地域から持ち込まれたものも含め、ブラックバスやマングースなどの外来種は、もといいた生きものを食べたり、生息・生育場所やエサを奪ったり、近縁種と交雑し遺伝的な攪乱をもたらすなど、地域固有の生態系を脅かしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、生態系に影響を与えています。

わが国の絶滅のおそれのある野生生物の種の割合(環境省レッドリストより)

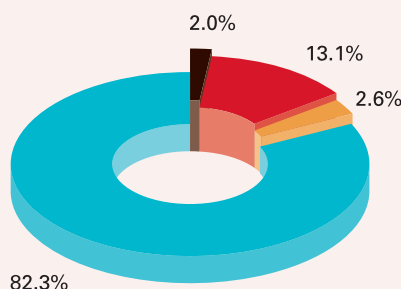
●ほ乳類

(評価対象種180種)



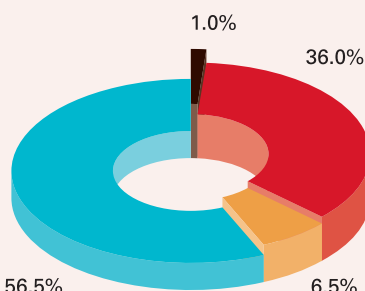
●鳥類

(評価対象種約700種)



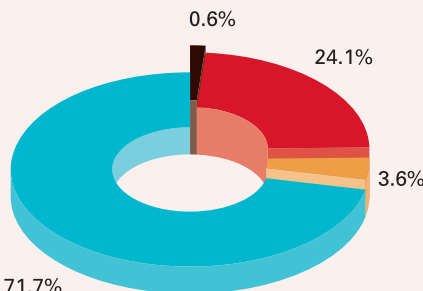
●汽水・淡水魚類

(評価対象種約400種)



●維管束植物

(評価対象種約7,000種)



●絶滅種 ●絶滅のおそれのある種 ●準絶滅危惧種 ●それ以外の評価対象種

日本の生物多様性の危機と現状

絶滅のおそれのある種

- ◆環境省レッドリストの見直しにより、絶滅のおそれのある種が見直し前の2,694種から3,155種に増加した。
- ◆ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコのように、生息環境の悪化や外来種の影響等により、レッドリストのランクが上がった種がある一方、保護の取り組みが進んだサギソウや、情報の蓄積が進んだコウモリ類のように、ランクが下がったり、リストから除外された種もある。

20年前との比較

- ◆シカ、サル、イノシシ、クマなどの分布域が拡大し、人と動物との軋轢が問題となっている。
- ◆鳥類の繁殖分布については、カワウなど拡大したものがある一方で、ウズラやアカモズなど縮小したものもある。

生態系の変遷

- ◆自然林と二次林が占める面積は、1950年代半ばから1970年代半ばにかけて激減した。自然林、二次林はそれぞれ国土の約18%を占める。
- ◆自然海岸は本土では5割を切り、埋め立て、干拓などによって、1945年以降、約4割の干潟が消滅した。

日本の生物多様性の現状

日本には、知られているだけで9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超える生きものがいると推定されており、狭い国土面積にもかかわらず、たくさんの種類の生きものがいます。他の地域にはみられない「固有種」の比率が高いことも特徴で、陸にすむほ乳類の約4割、両生類の約8割が固有種です。

また、国土の3分の2を森林が占め、先進国で唯一野生のサルが生息していることをはじめ、クマやシカなど数多くの中大型ほ乳類が生息する豊かな生態系を有しています。

しかしながら、沿岸の埋め立てや都市的土地利用への転換面積は減っておらず、は虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、ほ乳類、維管束植物(木や草)の2割強、鳥類の1割強の種に絶滅のおそれがあり、「3つの危機」は依然として進行しています。

シカの分布拡大のようす

シカの分布について、自然環境保全基礎調査の第6回調査と、その約20年前の第2回調査の結果を比較したもの。



「第3の危機」の例

東京都小笠原諸島 写真：(財)自然環境研究センター
小笠原に固有なオガサワラゼミを捕食した、外来種のグリーンアノール。



国境を越えて

——地球規模の問題

地球温暖化による危機

3つの危機に加えて、地球温暖化による生物多様性への影響も深刻な問題です。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書（2007）によると、地球全体の平均気温が1.5～2.5℃以上あがると、約20～30%の動植物種の絶滅リスクが高まると予測されています。

現在においても、すでに温暖化の影響とみられる事例が報告されています。たとえば、カナダのハドソン湾では、ホッキョクグマの健康状態が悪化し、出産数も減少していますが、これは氷が溶けはじめる時期が徐々に早くなり、海氷の上からアザラシを捕まえられる期間が短くなったためではないかといわれています。日本でも、ソメイヨシノの開花日が4月初めから3月中旬へと早まっているなど、温暖化が影響していると考えられるさまざまな事例が観察されています。

緩和と適応

二酸化炭素などの温室効果ガスを削減することで、生態系の変化を遅らせることがまずは重要です。これに加え、多くの炭素を貯蔵している森林や湿原を保全したり、人工林や里山の管理で出たバイオマス（木や草）を化石燃料のかわりに有効利用するといった、生物多様性の保全と地球温暖化の防止の両面に役立つ取り組みを進める必要があります。また、継続的なモニタリングを行い、今後予想される影響に適応できるように、生息地のまとまりやつながり（生態系ネットワーク）を確保することや、健全な生態系を維持することが重要です。

地球温暖化による影響の例

● サンゴの白化

サンゴの体内には、褐虫藻^{かつちゅうそう}という藻類が共生しています。サンゴは褐虫藻にすみかを提供し、反対に褐虫藻から栄養を受け取っていますが、水温が高すぎると褐虫藻が外に出たり、死んだりして、色が白っぽくなり、栄養が十分にとれず弱っていきます。約1～3℃の海面温度の上昇により、サンゴの白化や死滅が頻発すると予測されています。

● ライチョウへの影響

日本アルプスの山々などに生息するライチョウは、氷河期の生き残りといわれており、温暖化の影響を最も受ける動物のひとつと考えられています。

● 海氷の減少

知床半島では、北半球で最も南にできる海氷とともに豊かな養分がもたらされ、海と陸の生態系ははぐくまれています。近年、海氷の減少が観察されています。

● 米作への影響

地球温暖化が進行すると、北海道を除く地域において、米の収量や品質が低下すると予測され、さらに害虫の発生量が増加するなどの影響が懸念されています。

世界とつながる生物多様性

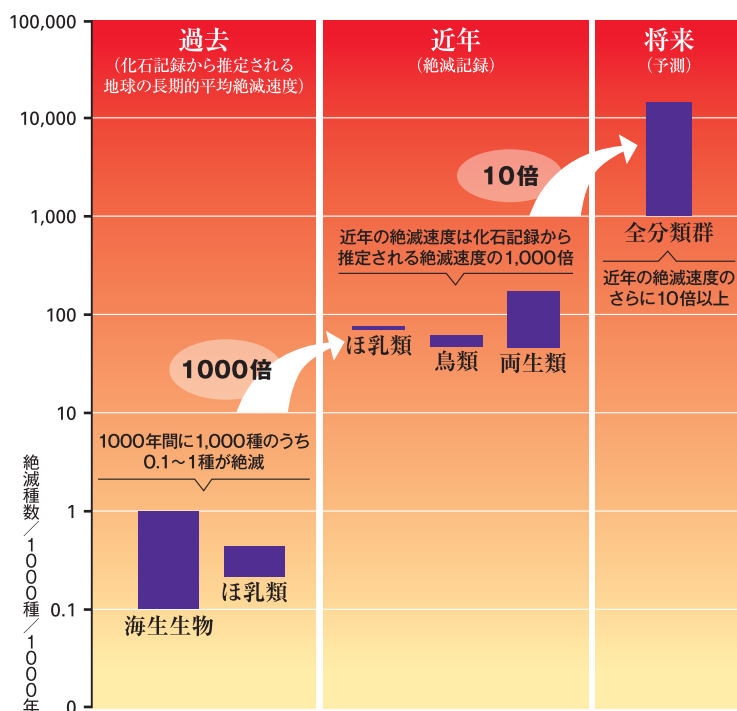
グローバル化が進んだ今日、私たちの生活は世界とのつながりなくして成り立ちません。言い換えれば、私たちの生活は、世界の生物多様性に支えられているといえます。たとえば、私たちは、食料の約6割、木材の約8割、そして、エネルギーや鉱物資源の多くを輸入に頼っています。こうしたことは、わが国だけでなく、相手国の生物多様性にも影響を及ぼしています。

輸入を通じたつながりに限らず、日本を訪れる渡り鳥やウミガメ、クジラといった生きものは国境を越え、広い範囲を移動しています。私たちの食文化にとって馴染みの深いウナギは、北太平洋のマリアナ諸島沖で生まれ、日本近海まで移動してくることがわかってきました。これらの生きものを保全するためには、各国と協力した取り組みが必要です。

世界の生物多様性

2001年から2005年にかけて、95か国から1,360人の専門家が参加して地球規模の生物多様性や生態系に関する評価（ミレニアム生態系評価）が行われました。この評価は、生態系サービス（人々が生態系から得ることのできる、食料、水、気候の安定などの便益）に着目し、生物多様性と人間生活との関係をわかりやすく示しています。

- 代表的な24の生態系サービスについて、地球規模での状態や変化の傾向を評価した結果、向上しているものはわずか4項目（穀物、家畜、水産養殖、気候調節）で、15項目（漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、災害制御など）では悪化しているか、持続できない形で利用されていることがわかりました。
- 温帯草原の3分の2以上の面積、熱帯乾性広葉樹林や温帯広葉樹林の2分の1以上の面積が1990年までに改変されているなど、世界の生態系が人為によって改変された量を陸上の生態系タイプごとに示し、世界の生態系が20世紀後半に人類の歴史上かつてない速さで変化したことが指摘されました。
- 人間は種の絶滅速度をここ数百年でおよそ1,000倍に加速させており、人間が根本的に地球上の生物多様性を変えつつあることが示されました。



生物の絶滅のスピード

ミレニアム生態系評価より

化石の記録から、かつて地球では1000年間に1,000種のうちの0.1～1種が絶滅していたと推定されています。ところが近年では、その1,000倍のスピードで絶滅が進んでおり、将来はさらに現在の10倍以上になると予測されています。

力を合わせて

—— 地方や民間の参画

生物多様性の保全と持続可能な利用は、政府による取り組みだけで実現されるものではなく、さまざまな主体の積極的な参画とお互いの連携・協働が欠かせません。

地方公共団体の取り組み

自然には地域ごとに個性があることから、それぞれの地域における取り組みが重要です。地方公共団体には、生物多様性国家戦略を地域での活動につなげていく役割が期待されます。

●取り組みの例

- 多くの地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定。
- 兵庫県の豊岡市^{とよおか}では、コウノトリの野生復帰のため、行政、NGO、地域住民が力を合わせた取り組みを展開。

企業の取り組み

企業の活動は、原材料の調達や工場の建設などを通じて、生物多様性に影響を与えています。一方で、生きものに由来する原材料や遺伝情報の利用などにより恩恵を受けています。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用を、企業がみずからの活動全般の中に組み込むことが大切です。

●取り組みの例

- 経営目標に生物多様性への配慮を組み込み、企業活動に反映させる国際的な枠組みに参加。
- 持続可能な漁業によって生産されていることを示すMSC（海洋管理協議会）のエコラベル^はを貼った水産物を積極的に流通。

MSCロゴマーク
画像提供：海洋管理協議会（MSC）
www.msc.org/jp



NGOなど市民団体の取り組み

地域に根ざした活動などを担う役割の強化が求められます。広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供・体制づくり、専門的な知見や経験を生かした企業・博物館との連携、その取り組みの支援・促進も期待されます。

●取り組みの例

- 市民団体が、行政、市民、学校、大学・研究機関、企業などと連携しながら、東京湾に残された自然海岸で、たくさんの生きものをはぐくむアマモ場を再生。
- 農協や農家が参加する団体が、ゲンゴロウなど多様な生きものが住みよい田んぼづくりや減農薬農法を実践し、地域を活性化。

学術団体・研究者の取り組み

国内外の生物多様性の調査研究を進め、その成果を、地球規模で共有したり、行政と連携して施策に結び付けたり、国民にわかりやすく情報発信していくことが期待されます。

ひとりひとりの取り組み

生物多様性の保全と持続可能な利用は、身近な暮らしと密接なかかわりがあります。多くの食料や木材、生きた動植物を輸入していることを認識し、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品を選択的に購入する、外国産のペットを野外に放さず最後まで飼うなど、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換が必要です。

生物多様性をより重視した農林水産業

私たちの暮らしに直接かかわっている農林水産業は、生物多様性とも深くつながっています。今、生物多様性に配慮した、そして人にとっても安全で安定した農林水産物の供給が求められています。

これらにこたえて、各地でさまざまな取り組みが行われています。例えば、水田に生息する生きものに配慮した「生き物ブランド米」が各地で生産されています。魚や鳥などが暮らす水田で育った米は、食の安全性を求める消費者にも好評です。

漁業者も海の資源を復活させるべく活動しています。「森は海の恋人」を合言葉にした植林活動は、水源地から海までの生きものや栄養塩のつながりを復活させ、漁業の振興につながっています。

生物多様性の保全と持続可能な利用の取り組みは、社会経済的な仕組みに組み込まれることで継続できます。

次なる100年に向けて

——目標とアプローチ

2010年からの私たちの目標

豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる「自然共生社会」づくりのための目標として、中長期目標と、それを達成するための短期目標を掲げます。

2010年—生物多様性国家戦略2010 策定

2020年—短期目標

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

①わが国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。

とりわけ、わが国に生息・生育する種に絶滅のおそれ新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

②生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。

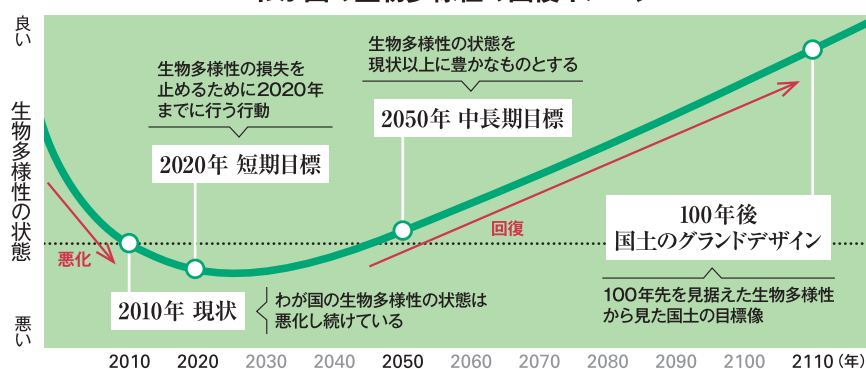
③生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体により新たな活動が実践される。

2050年—中長期目標

人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

100年先—グランドデザイン

わが国の生物多様性の回復イメージ



グランドデザイン

——100年後の国土のイメージ

明治神宮の森は、100年先を考えて、新たに人の手で作られました。100年近い年月を経て、今では豊かな森林の生態系が見られます。

生物多様性国家戦略2010では、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を、次なる100年をかけて回復する「100年計画」として、100年先を見通した目標像を「グランドデザイン」として示しています。

ここでは、私たちが目指す100年先の国土のイメージを描いてみます。

I 奥山自然地域

地方ごとにまとまりのある自然環境が、十分な広がりをもって保全されている。自然優先の管理を基本とし、人間活動による生態系への影響が最小限に抑えられている。

II 里地里山・田園地域

田んぼ、ため池などに豊かな生物多様性が保たれ、持続可能な農業が活性化している。積極的に維持管理を図ることとされた里地里山では、エコツーリズムやバイオマスなど新たな資源利用が都市住民や企業との協働により行われ、クマ、シカ、イノシシなどの鳥獣とのすみ分けが進んでいる。

III 都市地域

森のような大規模な緑地が広がり、幼い子供たちが土の上で遊び、身近に生きものとふれあえる空間が点在している。人々は生物多様性に配慮した商品を積極的に購入し、持続可能な消費行動が定着している。

IV 河川・湿原地域

河川本来のダイナミズムと豊かな水量がよみがえり、河口干潟には渡り鳥が飛来し、ナマズやギンブナが河川と水田を行き来している。地下水や湧水^{ゆうすい}が豊かになり、地域の生活と調和した日本らしい川が復活している。

V 沿岸域

豊かな生命をはぐくむ沿岸域では、河川上流での森づくりにより、豊かな漁場が保全されるとともに、北の海ではアザラシが、南の海ではジュゴンが泳いでいる。干潟ではアサリやシオマネキなどが豊かに生息し、人々が潮干狩りを楽しんでいる。

VI 海洋域

クジラやウミガメが回遊し、ホエールウォッチングなどのエコツアーにより地域が活性化している。科学的な資源管理により持続可能な漁業が営まれている。国際的な連携により、生態系に影響を与える海洋汚染の防止や除去の取り組みが進んでいる。

VII 島嶼^{とうしょ}地域

特有の生態系や固有の生物相の価値が住民に浸透し、外来種の侵入を防ぐため水際でのチェックが進み、島ごとに特徴ある自然をいかしたエコツアーが盛んに行われている。

4つの基本戦略

——今なすべきこと

100年先のグランドデザインを見通したうえで、おおむね2012年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として4つの柱を示します。

Ⅰ 生物多様性を社会に浸透させる

私たちのいのちと暮らしを支えている生物多様性の重要性が、社会全体で広く認識され、多様な主体による新たな行動につながるよう、社会に浸透させていきます。

- 官民のパートナーシップによる国民運動の展開。
- 地方公共団体による生物多様性地域戦略づくりの促進、民間参画ガイドラインの普及、地域の多様な主体による活動の促進。
- 教育・学習や農山漁村宿泊体験の推進、生物多様性に配慮した消費行動の提案。

Ⅱ 地域における人と自然の関係を再構築する

人口が減少に向かい高齢化や都市化が進む中で、新たな形で人と自然の関係を再構築していきます。

- 里地里山の保全・再生活動や新たな利活用の促進、クマやシカなどが人里に出てきにくい地域づくり。
- 生きものの生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業の推進と農山漁村の活性化。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の保全施策の充実や、トキやツシマヤマメコなどの野生復帰の推進、ホットスポットの選定、ブラックバスなど外来種対策の充実。
- 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取り組みの推進。

Ⅲ 森・里・川・海のつながりを確保する

それぞれの地域での取り組みだけでなく、流域全体を視野に入れて、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として保全・再生していきます。

- 国立・国定公園などの保護地域を核とした生態系ネットワークの具体化、自然再生の推進。
- 多様な森林づくり、都市内の水と緑のネットワークの形成、河川、湿原、水田など水系のネットワークづくり。
- 漁業などの多様な利用と両立する自主的な資源管理や海域保護区のあり方の検討など、沿岸海洋域の保全・再生の推進。

Ⅳ 地球規模の視野をもって行動する

わが国は、世界の生物多様性に影響を与えています。このことを認識し、地球規模の視野をもって行動していきます。アジア太平洋地域をはじめとする世界の生物多様性の保全と持続可能な利用についてリーダーシップを発揮し、国際的な連携を進めます。

- 2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成功に向けた国際的なリーダーシップの発揮と、アジアをはじめとする国際協力の強化。
- 自然との共生のモデル「SATOYAMA イニシアティブ」の世界への発信と、国際協調の枠組みの設立。
- モニタリングの充実を含む生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和への貢献と影響への適応策の検討。
- 地球規模での生物多様性モニタリングのネットワーク化の推進と、科学と政策の接点の強化。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の日本開催

国連の国際生物多様性年にあたる2010年は、愛知県名古屋でCOP10が開催される年です。COP10は、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」の次の世界目標（ポスト2010年目標）やABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）に関する国際的枠組みの検討など、世界の生物多様性の将来を左右する重要な会議です。わが国はCOP11まで議長国を務めることになっており、議長国として国際的なリーダーシップを発揮していきます。

わが国の生物多様性を総合的に評価する

こうした目標の達成に向けて的確に行動していくためには、わが国全体の生物多様性がどのような状況にあり、どのように変わってきたのか、さまざまな取り組みによって状況がどのように改善したのかを科学的に明らかにし、誰にでも分かるように示す必要があります。

このため、生物多様性の状況を測るための指標を開発し、わが国の生物多様性の状況を総合的に評価していきます。また、生物多様性の保全上重要な地域を「ホットスポット」として選びます。

生物多様性国家戦略2010の策定経緯

1992年5月 生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)の採択

1995年10月 「生物多様性国家戦略」の決定

条約の第6条において、締約国が、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成することを求めている。

2002年3月 「新・生物多様性国家戦略」の決定

●関係する法律の制定・改正

- | | |
|----------------------------|-------|
| | 2002年 |
| ●自然再生推進法制定、自然公園法改正、鳥獣保護法改正 | |
| | 2003年 |
| ●カルタヘナ法制定 | |
| | 2004年 |
| ●外来生物法制定 | |
| | 2006年 |
| ●鳥獣保護法改正 | |
| | 2007年 |
| ●エコツアー推進法制定、海洋基本法制定 | |

●国際的な動き

- | | |
|--|-------------------------|
| 2002年 | 2010年目標の設定 |
| …生物多様性条約第6回締約国会議で採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標。 | |
| 2005年 | ミレニアム生態系評価(MA)の発表 |
| 2006年 | 地球規模生物多様性概況第2版(GB02)の発表 |
| 2007年 | IPCC 第4次評価報告書の発表 |

2007年11月 「第三次生物多様性国家戦略」の決定

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 2008年5月 | 生物多様性条約第9回締約国会議(ボン) |
| …第10回締約国会議(2010年)の愛知県名古屋市での開催を決定。 | |
| 2008年5月 | G8環境大臣会合(神戸) |
| …「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」に合意。 | |

2008年6月 生物多様性基本法の制定

法律の第11条において、国が、生物多様性国家戦略を定めることを義務づけている。

- | | |
|------------------|-------|
| | 2009年 |
| ●自然公園法・自然環境保全法改正 | |

●見直しのプロセス

中央環境審議会に諮問 2009年7月7日

- | |
|--------------------------|
| 自然環境・野生生物合同部会(第1回) |
| 生物多様性国家戦略小委員会(第1回～第4回) |
| ●各省・地方公共団体・NGO・経済団体ヒアリング |
| ●主要新規事項の整理 |
| ●国家戦略案の検討 |

地方説明会(7か所) 2009年12月

パブリックコメント募集 2009年12月～2010年1月

自然環境・野生生物合同部会(第2回、第3回)

中央環境審議会から答申 2010年3月1日

- | | |
|---|--------------------|
| 2008年7月 | G8首脳会合(洞爺湖) |
| …首脳宣言において生物多様性の重要性を確認。 | |
| 2009年4月 | G8環境大臣会合(シラクサ) |
| …「生物多様性に関するシラクサ宣言」を採択。 | |
| 2009年7月 | G8首脳会合(ラクイラ) |
| …首脳宣言において2010年以降の目標策定の必要性を強調し、シラクサ宣言を承認。 | |
| 2010年1月 | 「国際生物多様性年」はじまる |
| 2010年1月 | ポスト2010年目標に関する日本提案 |
| …第10回締約国会議で議論されるポスト2010年目標に関する日本提案を生物多様性条約事務局に提出。 | |

2010年3月16日 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定

2010年10月 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(愛知県名古屋市)

2010年3月16日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」の本文など、生物多様性に関する情報は<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>でご覧いただけます。この冊子に対するご意見やお問い合わせは、E-mail: NBSAP@env.go.jp までお寄せください。

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性国家戦略2010 全体構成

前文

- 条約と国家戦略
- 国家戦略2010の性格・役割

- 過去の国家戦略のレビュー
- 各主体の役割

- 策定の経緯
- 点検と見直し

第1部 戦略

第1章 【生物多様性の重要性和理念】

地球上の生命の多様性(第1節)

- 地球のなりたちと生命の誕生

- 大絶滅と人間の活動

- 生物多様性とは何か

いのちと暮らしを支える生物多様性(第2節)

- ① 生きものがうみだす大気と水 …… 酸素の供給、水や栄養塩の循環、豊かな土壌、気温・湿度の調節
- ② 暮らしの基礎 …… 食べもの、木材、医薬品、品種改良、バイオミミクリー
- ③ 生きものと文化の多様性 …… 自然と共生してきた知恵と伝統、地域性豊かな風土
- ④ 自然に守られる私たちの暮らし …… 災害の被害の軽減、効率的な安全確保、安全な食べもの

生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念(第3節)

- ① すべての生命が存立する基盤を整える …… 現在及び将来のすべての生命に欠かすことのできない基盤
- ② 人間にとって有用な価値を持つ …… 現在及び将来の豊かな暮らしにつながる有用な価値
- ③ 豊かな文化の根源となる …… 精神の基盤、地域色豊かな文化の根源
- ④ 将来にわたる暮らしの安全性を保障する …… 世代を超えた効率性・安全性の保証

第2章 【現状と課題】

生物多様性の危機(第1節)

- 3つの危機

- 第1の危機 人間活動や開発による危機
- 第2の危機 里地里山などにおける人間活動の縮小による危機
- 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機

- 地球温暖化による危機

- 逃れることのできない深刻な問題

地球温暖化と生物多様性(第2節)

- 生物多様性への影響、人間生活への影響、緩和と影響への適応

3つの危機の背景(第3節)

- 戦後50年の急激な開発、里地里山における人口減少と資源利用の変化、経済・社会のグローバル化

生物多様性の現状(第4節)

- 世界と日本の生物多様性、世界とつながる日本の生物多様性

生物多様性の保全の状況(第5節)

- 法制度、保護地域の概要、地方公共団体・企業・NGOなどによる取組

第3章 【目標】

目標と評価(第1節)

- 2010年目標と次期世界目標

- わが国の目標

中長期目標(2050年)

- 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする

短期目標(2020年)

- 生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ① 生物多様性の分析・把握と保全に向けた活動の拡大
- ② 持続可能な利用
- ③ 社会経済活動への組み込み(生物多様性の主流化)

- わが国の生物多様性総合評価

生物多様性から見た国土のグランドデザイン(第2節)

- 生物多様性から見た国土のとらえ方

- 基本的な姿勢「100年計画」

- ① 100年をかけて生態系を回復
- ② 個性的・魅力的な地域づくり
- ③ 国土管理への投資の重点化・効率化、エコロジカルな国土管理
- ④ 国土全体の自然の質を向上、順応的な態度
- ⑤ 科学的データの集積、人々の意識・行動様式の変化

- 国土の特性に応じたグランドデザイン

- 奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿原地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域

第4章 【基本方針】

基本的視点(第1節)

- ① 科学的認識と予防的順応的態度

- …科学的客観的なデータ、慎重・柔軟な対応

- ② 地域重視と広域的な認識

- …地域固有の活動、現場を担う人材、流域や国際的視点

- ③ 連携と協働

- …関係省庁・地方・民間・住民との協働、情報公開の推進

- ④ 社会経済的な仕組みの考慮

- …継続できる仕組みづくり、生物多様性の恵みの価値の内訳化

- ⑤ 統合的な考え方と長期的な視点

- …3つの危機・3つの社会の統合、将来世代に恵みを引き継ぐ

基本戦略(第2節)

- ① 生物多様性を社会に浸透させる

- …広報の推進と官民パートナーシップ、地方公共団体・企業・市民の参画、教育・学習・体験の推進、ライフスタイルの転換

- ② 地域における人と自然の関係を再構築する

- …里地里山の保全、野生鳥獣との共存、生物多様性の保全に貢献する農林水産業、野生生物をはぐくむ空間づくり、自然共生社会・循環型社会・低炭素社会の統合的な取組

- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する

- …生態系ネットワークと保護地域・自然再生、森林、都市緑地、河川・湿原など、沿岸・海洋域の保全・再生

- ④ 地球規模の視野を持って行動する

- …COP10の成功と新たな戦略計画への貢献、SATOYAMA イニシアティブの推進、総合評価やモニタリング、温暖化の緩和と影響への適応、国際協力の推進、科学と政策の接点・科学的基盤の強化

第2部 行動計画

第1章 【国土空間的施策】

広域連携施策

- 生態系ネットワーク
- 重要地域の保全
- 自然再生
- 農林水産業

地域空間施策

- 森林
- 田園地域／里地里山
- 都市
- 河川／湿原など
- 沿岸／海洋

第2章 【横断的・基盤的施策】

- 野生生物の保護と管理
- 遺伝資源などの持続可能な利用
- 普及と実践
- 国際的取組
- 情報整備・技術開発
- 地球温暖化に対する取組
- 循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組
- 環境影響評価など

数値目標の例

- ラムサール条約湿地
現在の37か所に加えて新たに6か所増
- 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種
現在の82種に加えて新たに5種程度指定
- 特定鳥獣保護管理計画
現在の107計画から170計画に
- 生物多様性という言葉の認知度
2009年の36%から50%以上に
- 生物多様性地域戦略の策定
47都道府県すべてが策定に着手

表紙：歌川広重画 箕輪金杉三河しま 1850年代

歌川広重（1797～1858）は、江戸時代後期の浮世絵師。四季折々の自然や名所、人々の営みを描いた多くの風景画を残した。その作品は海を渡り、大胆な構図と美しい藍色（ヒロシゲブルー）は、西洋の芸術家にも影響を与えたとされる。「箕輪金杉三河しま」は、「名所江戸百景」の一枚。現在の東京都日暮里付近の汜濫原に広がる水田や湿地に飛来した2羽のタンチョウとともに、そこで働く農夫、遠くの家並みが描かれている。当時すでに世界最大級の都市であった江戸の町でも、人々は多くの生きものと支えあいながら日々の生活を営み、そして、それらをモチーフとする浮世絵のような庶民文化をはぐくんできた。

所蔵：太田記念美術館



平成22年5月発行

編集・発行 環境省自然環境局

E-mail: NBSAP@env.go.jp

編集：（財）自然環境研究センター

協力：（株）日本アート・センター

デザイン：刑部一寛（brahman co., ltd.）

© Ministry of the Environment 2010